

平成 28 年（2016 年）熊本地震災害支援〔推進要領〕

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

1. 趣旨

4 月 14 日 21 時 26 分に発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」では、熊本県益城町を中心に甚大な被害が発生しており、今後、被災した老人福祉施設及び被災住民に対する専門的な復旧支援が必要となってきます。

全国老施協は、関係機関と連携しながら、物資の救援、介護職等人材の派遣、支援金の提供等を推進するため、全国の会員施設・職員から義援金を募集するものです。

2. 支援の内容

（1）現地への支援活動

- ① 物資の調達
- ② 介護職人材の派遣
- ③ 被災県・市老施協及び被災施設への義援金

（2）その他必要な支援

- ① 緊急避難（避難先の確保、移送支援等）
- ② その他

3. 義援金の受入口座

【金融機関】（0009）三井住友銀行 （096）東京公務部
普通預金 No. 0023461

【口座名義】公益社団法人全国老人福祉施設協議会
災害支援事業 会長 石川 憲

※ 振込み確認を確実にを行うため、別紙の『送金通知書』を必ず FAX 送信していただきますようお願い申し上げます。

4. 義援金のとりまとめについて

- （1）職員、利用者、家族及び地域の方から善意をお受けいたしますので、施設内でおとりまとめください。
- （2）県老施協・デイ協でとりまとめられる場合には、県老施協・デイ協単位でご送金ください。

5. 募集方法

- (1) 全国の会員施設あてに、別紙「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震への義援金のお願い」をファクシミリにて送信します。
- (2) 当面の受入れ口座は、本会「公益社団法人全国老人福祉施設協議会 災害支援事業」とします。

6. 募集期間

平成 28 年 4 月 20 日 (水) ～ 5 月 31 日 (火) を目途とします。

7. 支給決定

- (1) 義援金は、支援に係る費用に充当します。(物資の調達、人材派遣等)
- (2) 義援金施設に対する支給先・支給額は、正副会長・業務執行理事会議の合議により決定し、理事会に報告させていただきます。
- (3) 速やかに決定を行うため、当該県・市老施協会長の現地報告、全国老施協役員による現地調査等を参考とします。

8. その他

- (1) 義援金は任意のものです。
- (2) 会員の皆様には、後日、募金総額と支援内容をご報告させていただきます。
- (3) 領収書は、原則として発行いたしません。金融機関の振込依頼書(控)をもって領収書に替えさせていただきます。
- (4) 当面の対応については、本会予備費を充用する場合があります。

9. 担 当

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 (村上・伊藤・國井)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 7 - 1 塩崎ビル 7 階
TEL 03-5211-7700 fax 03-5211-7705

* 平成 28 年 4 月 20 日施行

FAX 送付先 03-5211-7705

全国老人福祉施設協議会 事務局

TEL03-5211-7700（総務部）

「平成 28 年（2016 年）熊本地震災害義援金」

送 金 通 知 書

「平成 28 年（2016 年）熊本地震」への義援金をご送金いただく際、【送金者】を確認させていただくため、下記必要事項をご記入の上、必ず FAX にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 【施設名または個人名】 _____

2. 【連絡先電話番号】 _____（ _____ ）

3. 【振込内容】

(1) 振込額 _____ 円

(2) 振込日 _____ 月 _____ 日

(3) 振込依頼人名及びご利用銀行（振込時にご利用の銀行名と振込人名をご記入ください。）

〔ご利用銀行名〕 _____ 銀行 _____ 支店

フリガナ
〔振込依頼人名〕 _____